

21 宇市人第 841 号
平成 22 年 2 月 17 日

宇治市職員労働組合
執行委員長 田中 実 様

宇治市長 久保田 勇

宇治市職員の特殊勤務手当の見直しについて（提起）

宇治市職員の特殊勤務手当の見直しについては、平成 21 年 8 月 24 日に「特殊勤務手当の見直しの方向性」について貴組合に提起をしていたが、その具体的な内容について下記のとおり提起する。

記

- 1 特殊勤務手当の見直し内容
別紙のとおりとする。
- 2 実施時期
平成 22 年 4 月 1 日とする。

別紙

次の手当は、廃止する。

- ・市税徴収等に従事する職員の特殊勤務手当
 - ・市税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料及び保育所保育料徴収手当（現行：月額 3,000 円以内。定額の月額 1,200 円、庁外徴収 1 日 100 円、差押執行 1 件 200 円）
 - ・市税、国民健康保険料、介護保険料及び保育所保育料賦課手当（現行：月額 800 円）
- ・火葬場に勤務する職員の特殊勤務手当（現行：1 日 2,000 円）
- ・変則勤務手当（現行：4 時間以上 1 日 1,000 円 4 時間未満 1 日 500 円）
- ・水道料金徴収手当（現行：1 日 100 円）
- ・水道メーター検針手当（現行：1 日 100 円）

結核及び感染症防疫作業従事職員の特殊勤務手当

「結核及び感染症防疫作業従事手当」に名称を変更する。
1 回 500 円は据え置く。

精神病患者並びに行路病人、同死亡者の収容及び護送手当

「行路病人及び行路死亡者等の収容及び護送従事手当」に名称を変更する。
1 回 1,000 円以内（死亡者 1 回 1,000 円、その他 1 回 500 円）は据え置く。

ごみの収集作業等に従事する職員の特殊勤務手当

「ごみ収集作業等従事手当」に名称を変更する。

1 日 1,500 円（半日 750 円）は、1 日 600 円（半日 300 円）とする。

但し、経過措置として、平成 22 年度は 1 日 1,200 円（半日 600 円）、平成 23 年度は 1 日 900 円（半日 450 円）とする。

また特別収集期間の 1 時間 1,500 円（1 日 10,000 円を上限）は、1 時間 600 円（1 日 4,000 円を上限）とする。

但し、経過措置として、平成 22 年度は 1 時間 1,200 円（1 日 8,000 円を上限）、平成 23 年度は 1 時間 900 円（1 日 6,000 円を上限）とする。

なお、ごみ収集作業等従事手当（特別収集期間中を含む）の支給対象者については、平成 24 年度実施に向けて見直しを図っていくこととする。

社会福祉主事の特殊勤務手当

「生活保護のケースワーク業務従事手当」に名称を変更し、支給対象者を生活支援課のうち生活保護のケースワーク業務に従事する職員に限定する。

月額 3,000 円は据え置く。

常時屋外において直接労務を行う職員に対する特殊勤務手当

「機動修理危険作業従事手当」に名称を変更し、支給対象となる業務を著しく危険または不快な業務に限定する。

1日400円は据え置く。

下水道管路清掃点検業務に従事する職員の特種勤務手当

「下水道管路清掃点検業務従事手当」に名称を変更する。

1日500円は据え置く。